

別表1(第6条)

文化ホール使用料

区 分			使 用 料							
室名	使用日	時 間	基本 使用料	町外割増 使用料	割 増 使 用 料				非徴収 の場合 営利その 他これに類 する場合	冷暖房 使用料
					入場料徴収の場合					
					1,000円未満	1,000円以上 2,000円未満	2,000円以上 3,000円未満	3,000円以 上		
多 目 的 ホ ー ル	平 日	午前 9:00-12:00	6,000	3,000	2,000	3,000	4,000	5,000	4,000	1,800
		午後 13:00-17:00	8,000	4,000	3,000	4,500	6,000	7,500	6,000	2,400
		夜間 18:00-21:30	10,000	5,000	5,000	7,500	10,000	12,500	10,000	3,000
		全日 9:00-21:30	24,000	12,000	10,000	15,000	20,000	25,000	20,000	7,000
	土 日 休 日	午前 9:00-12:00	7,500	3,750	3,000	4,500	6,000	7,500	6,000	2,700
		午後 13:00-17:00	10,000	5,000	4,000	6,000	8,000	10,000	8,000	3,600
		夜間 18:00-21:30	12,500	6,250	6,000	9,000	12,000	15,000	12,000	4,500
	全日 9:00-21:30	30,000	15,000	14,000	21,000	28,000	35,000	28,000	10,500	
視 聴 覚 室 1	午前 9:00-12:00	1,100	550							150
	午後 13:00-17:00	1,400	700							200
	夜間 18:00-21:30	1,800	900							250
	全日 9:00-21:30	4,300	2,150							600
視 聴 覚 室 2	午前 9:00-12:00	1,400	700							210
	午後 13:00-17:00	1,900	950							280
	夜間 18:00-21:30	2,500	1,250							350
	全日 9:00-21:30	5,800	2,900							840
視 聴 覚 室 全	午前 9:00-12:00	2,400	1,200							360
	午後 13:00-17:00	3,000	1,500							480
	夜間 18:00-21:30	4,000	2,000							630
	全日 9:00-21:30	9,400	4,700							1,470
研 修 室 1	午前 9:00-12:00	700	350							150
	午後 13:00-17:00	900	450							200
	夜間 18:00-21:30	1,200	600							250
	全日 9:00-21:30	2,800	1,400							600
研 修 室 2	午前 9:00-12:00	500	200							120
	午後 13:00-17:00	700	350							160
	夜間 18:00-21:30	900	350							210
	全日 9:00-21:30	2,100	1,050							490

注 1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
を
いう。

2 「町外」とは、町内に居住する者、又は町内に勤務する者以外の者をいう。

3 文化ホールの使用料は、楽屋の使用分を含む。

4 使用料の額は、基本使用料に割増使用料を加算した額とする。

5 超過使用時間については、次の算式に基づき算定した超過使用料を徴収する。ただし、

超

$$\left(\frac{\text{使用料}}{\text{各貸出時間分}} \times 1.2 \right) \times \text{超過時間}$$

6 条例第7条第2号に規定する団体が、同号に規定する目的以外に使用した場合の使用料は、次のとおりとする。

	午 前	午 後	夜 間	全 日
多目的ホール	500円	500円	1,000円	2,000円
その他施設	300円	400円	700円	1,400円